



台湾における仮釈放の動向 : 過剰収容と社会防衛の挟間で(研究「東アジアにおける法学研究・教育のための国際集会(東亜法學研究・教育之國際集會)」)

謝, 如媛

---

(Citation)

神戸法学年報, 30:67-94

(Issue Date)

2016

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81010000>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010000>



# 台湾における仮釈放の動向

—過剰収容と社会防衛の挟間で—

謝 如 媛\*

はじめに

## 一、仮釈放の要件と審査

- (一) 仮釈放に関する現行刑法の規定
- (二) 累進処遇や「改悛の状」などの規定上の基準と運用
  - 1. 累進処遇の階級
  - 2. 「改悛の状」の判断
- (三) 審査機関及びプロセス

## 二、これまでの法改正の経緯及び運用の動向

- (一) 仮釈放の形式的要件に関する刑法改正の経緯
- (二) 運用の動向——低迷する許可率と上昇する刑の執行率——
  - 1. 仮釈放審査における許可率の低下
  - 2. 執行率の上昇
  - 3. 満期釈放の多さ
  - 4. 過剰収容の長期化と過半数を占める長期刑人口

---

\* 本論考は、2017年2月7日に神戸大学で開催された交流シンポジウム『台湾と日本における法の現在と未来』における報告「刑法に規定された社会内処遇の動向－仮釈放を中心に」に基づいて加筆したものである。上記報告の機会を与えて頂いた神戸大学法学研究科及び同報告にて貴重なご意見をくださったコメンテーターの嶋矢貴之教授（神戸大学）、加筆した原稿についてご意見とご指摘をくださった本庄武教授（一橋大学）、小野博司准教授（神戸大学）に感謝の意を表させて頂く。

### 三、処遇の目的から逸脱した仮釈放

- (一) 過剰収容の改善策や厳罰化の道具
- (二) 仮釈放の実質的基準とその運用
  - 1. 混沌とした「改悛の状」
  - 2. 司法の介入と法務省の対応
- (三) 現実の厳しさ——体制再建と資源充実の必要性——

### 結語

#### はじめに

2015年2月、台湾の高雄刑務所で暴動事件が起きた。6人の受刑者は、銃と銃弾を奪取して刑務所長と職員を人質にして立てこもり、脱獄しようとした。結局、6人全員は自殺したが、処遇への不満を綴ったメモがメディアを通じて世間に知らされた。その中では、仮釈放の要件の厳しさと裁量の恣意への不満についても記されていた。この事件について、監察院の調査結果が公表されているが、刑務所の安全管理と過剰収容の問題に焦点が置かれ、仮釈放に関する部分は、より緩やかな仮釈放の要件を採用するべきと提言するに止まっている<sup>(1)</sup>。法務部（法務省に当る）もその後、比較的軽い犯罪に限って仮釈放審査を緩和するように行政指導をしたが、薬物犯や長期刑受刑者の仮釈放を含む全体的な検討は行われず、問題は山積みのままである。

仮釈放に関する規定は、1994年から2005年までの間に、4回も改正が行われた。刑法全体の改正動向からみても、明らかに変動の激しい規定だといえる。

---

(1) 監察院とは、公務員・国家機関の不正に対する弾劾権・糾弾権の行使、及び各種国家機関の財政状況及び決算の会計監査等を行う行政機関である。監察院WEB：<https://www.cy.gov.tw/CYBSBoxSSL/edoc/download/20206> (last visited: Jan. 29, 2017)、調査報告、頁33。

1999年を除く、ほかの3回の改正は、すべて仮釈放の要件にかかわり、刑罰の執行、受刑者の処遇、矯正の現場に大きな影響を与えている。最も峻厳な制裁を用いる刑法の改正は極めて慎重でなければならないが、頻繁に改正された仮釈放の規定は、果たして仮釈放の目的に、そして受刑者の処遇に役立つものだろうか。本稿においては、法改正の経緯とその運用の状況を整理して検討し、現状の問題点を明らかにすることで、今後の改善に向けて少しでも方向性を示すことができればと考える。

## 一、仮釈放の要件と審査

### (一) 仮釈放に関する現行刑法の規定

刑法第77条は、仮釈放に関して、次のように規定している。

第1項：「懲役に処せられた者に改悛の状があるときは、無期懲役については二十五年を、有期懲役についてはその刑期の二分の一を、再犯者<sup>(2)</sup>は三分の二を経過した後、刑務所の申請を経て法務部の許可によって仮に釈放することができる。」

同条第2項：「前項に規定する有期懲役に関する仮釈放の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一、有期懲役の執行を開始してから六月を経過していない場合。
- 二、短期五年以上の有期懲役に当たる罪を犯した再犯者が、仮釈放の期間内に、もしくはその執行が終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に更に短期五年以上の有期懲役に当たる罪を犯した場合。

---

(2) 台湾の刑法典においては、「累犯」という文字が使われているが、内容は日本刑法第56条第1項の「再犯」に類似したものである。2犯以上で日本刑法第56条第1項に類似した要件を満たした者は、全て累犯と呼ばれ、「再犯」は、「再び犯罪を犯した」というより一般的、広範的な意味で使われる。本稿では、日本刑法の定義に従って「再犯」という言葉を使う。

三、刑法第91条の1の罪を犯し、刑の執行中に補導や治療を受けたが、鑑定を経てまたは評価により<sup>(3)</sup>再犯の危険性の低下が顕著でなかったと判断された場合。」

同条第3項（省略）

仮釈放の期間については、有期懲役は残刑期間を、無期懲役は仮釈放後20年としている（刑法第79条第1項）。仮釈放が取り消された場合、有期懲役は残刑期間を、無期は25年を執行することになる（刑法第79条の1）。

保護観察に関しては、刑法第93条第2項によると、仮釈放の期間中は、必ず保護観察に付する。

条文からすると、仮釈放にあたっては、一定の刑期を執行したという形式要件（以下、法定期間と呼ぶ）と「改悛の状」という実質要件が満たされなければならない。実際の運用に際して、「改悛の状」の判断、及びその他の基準は、「監獄行刑法」、「行刑累進処遇條例」などの法律や「辦理假釋應行注意事項」（仮釈放審査に関する注意事項）といった通達で決められている。以下では、これについて説明する。

## （二）「行刑累進処遇條例」などに規定される基準と運用

一定の期間刑が執行されたとしても、必ずしも仮釈放の審査が行われるわけではない。仮釈放を開始するには、刑法に規定された形式要件を満たすだけでなく、なお累進処遇の規定に符合しなければならない。

### 1. 累進処遇の階級

「行刑累進処遇條例」第13条によって、6か月以上の懲役受刑者を対象とする4階級の累進処遇が詳細に規定されている。受刑者は刑務所に入ってから、その行刑成績が向上するにしたいが、順次上級の処遇段階

---

(3) 性犯罪者処遇のための特別法に基づき、専門家グループが構成され、そのグループで再犯可能性を評価する。

に進み（四級から一級まで上がっていく）、上級になるほど自由制約の度合いが緩められていく。作業金の使用、接見、通信、着用する衣服などに関して細かく待遇が異なる。受刑者が二級に上がると、仮釈放の審査が可能になり、一級になると「仮釈放の審査を迅速に行うべき」と規定されている（「監獄行刑法」第81条第1項、第2項、「行刑累進處遇條例」75条、76条）。

一度、仮釈放の申請が法務部に却下された場合、原則として4か月以上経たないと再度の申請は許されない<sup>(4)</sup>。

## 2. 「改悛の状」の判断

刑法には、「改悛の状」は定義されていない。具体的に何を審査すればよいかについては、「辦理假釋應行注意事項」という通達で示されており、同注意事項第2条から第5条までによると、その内容は、次の通りである。

まず、仮釈放の決定は、当該刑務所内の保安や補導を担当する職員の見解、受刑者の所内での状況、社会の感情について詳しく審査し、改悛の状があると認められる時に許すものとする。仮釈放審査の決議は、匿名で多数決とする（同注意事項第2条）。

また、次の事由を総合的に考慮しなければならない（同注意事項第3条乃至第5条）。

- (1) 受刑者の所内での状況（累進処遇の成績、賞罰記録、健康状態、生活技能、その他刑の執行に関する事項等）、
- (2) 社会の感情（警察機関による資料の確認と意見の提出、家族や近所

---

(4) ただし、受刑者が褒賞を授与された場合（「監獄行刑法」第74条により、受刑者が人命を救助したとき、応急の用務に服して、功労があったとき、刑務作業の成績が良いときなど、賞揚に値する行為をした場合、褒賞を授与される）や、累進処遇が二級から一級に昇級した場合は例外とする。「辦理假釋應行注意事項」第13条を参照。

の感情、被害者に対する悔悟の程度、被害回復の状況、出所後の生活計画、被害者の感情) などである。

- (3) 受刑者の改悛を審査するのに、その日常の発言と行動から詳しく考察し、(改悛の) 真偽を確かめ、その犯罪について道義上または公益上宥恕できるか否かも斟酌する。

上述の事由は、改悛の状があるかどうかのために判断する、と定められているが、日本の「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」第28条のような基準が存在しないため、疑問が生じることもある。例えば「再犯のおそれがない」という文言は、台湾の関連規定においては見当たらない。この基準が、台湾においてどのように考えられているかは、比較法上興味深い問題となる。これについては後に述べることにする。

### (三) 審査機関及びプロセス

仮釈放の手続は、刑務所の担当職員によって個別の事案が仮釈放委員会に提出されるところから始まる。受刑者は自ら仮釈放を申し立てることはできず、刑務所側は要件を満たした事案を仮釈放審査委員会に提出する権限を持つものの、それを一定期間内に提出する義務はない。

仮釈放委員会は、刑務所側の提供した意見や資料を参照し、改悛の程度を判断して、その認否を匿名の多数決で決める。

委員会は、職権により当然に委員となるメンバーと選任の委員からなり、委員の数は7名から11名までである。刑務所長、教化科長と保安科長は職権委員で、ほかのメンバーについては、各刑務所において心理、教育、社会、法律、犯罪、監獄学の学者や専門家、その他人格と行動について社会の信望を有する者から選任し、法務部の許可を得て任命する。その基準は、心身ともに健康であること、品行方正で前科前歴がないこと、職務の遂行に必要な熱意を有することである。選任委員は、無給であるが審査に出席する時に交通費を支給される(「監獄組織通則」第20条(廃止))、「法務部所屬各監獄假釋審査委員會設置要點」(廃止)、現在明文上の根拠は存在していないが、現状のまま運用されて

いる)。

委員会で多数決により申請を行うことを認められたケースは、法務部に仮釈放の申請をして許可を求める。法務部矯正署の担当者は、審査委員会が送付した書類を踏まえて総合的に考慮して意見を陳述し、矯正署で最終決定を下す(「辦理假釋應行注意事項」第2條)。

## 二、これまでの法改正の経緯及び運用の動向

現行刑法は、1934年に制定され、1935年に施行された。それから半世紀以上の間は仮釈放の要件に変更がなかったが、90年代以降頻繁に改正が行われた。以下では、法改正の概要、改正の理由を説明し、検討する。

### (一) 仮釈放の形式要件と形式的要件の表記が存在に関する刑法改正の経緯

法改正の概要は、次の通りである(表1参照)。

1994年1月18日(有期懲役の場合の要件緩和、性犯罪の場合の仮釈放の制限)

1997年11月11日(無期懲役と有期懲役の場合について共に要件を厳格化)

1999年3月30日(性犯罪の強制治療を保安処分の章に移動)

2005年1月7日(無期懲役の場合に要件をさらに厳格化するとともに、三犯以上の者が有期懲役を受けた場合仮釈放の適用から除外)

### (二) 運用の動向——低迷する許可率と上昇する刑の執行率——

#### 1. 仮釈放審査における許可率の低下

刑務所の仮釈放審査委員会の審査は年々厳しくなっており、申請率は2003年の66%から2015年の45%まで、概ね下がり続けている。この期間において、刑務所の仮釈放審査委員会から申請されたものに対する、法務部の二次審査による仮釈放の許可率は少し上がったが、全体の許可率は、46%から35%まで低下した。2016年は全体の許可率は上がった。しかし、仮釈放審査に付された人数自体が、前年度よりも少なかったため、この許可率の上昇は仮釈放審査



表1 仮釈放に関する刑法改正の経緯

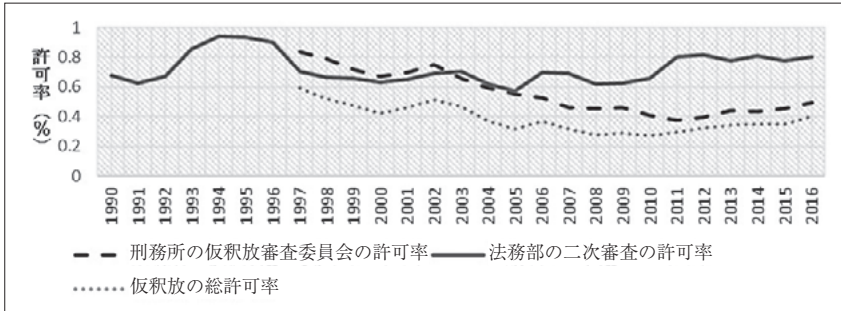
| 年             | 実質要件 | 形式要件 (自由刑の執行期間)        |                       |              | 特別類型<br>(制限や排除)   |
|---------------|------|------------------------|-----------------------|--------------|---|
|               |      | 無期懲役                   | 有期懲役                  | 最低限の<br>執行期間 |   |
| 1934年<br>(制定) | 改悛の状 | 10年以上<br>経過            | 2分の1                  | 1年           |   |
| 1994年         | 改悛の状 | 10年以上                  | 3分の1<br>(2分の1から緩和された) | 6月           |   |
| 1997年         | 改悛の状 | * 初犯15年以上<br>* 再犯20年以上 | * 初犯2分の1<br>* 再犯3分の2  | 6月           | 性犯罪者は、強制治療を受けなければ、仮釈放は適用しない   |
| 1999年         | 改悛の状 | 1997年と同じ               | 1997年と同じ              | 1997年と同じ     | 性犯罪の強制治療は、刑を執行する前に行い、治癒するまで行う。但し、3年を上限とする。  |
| 2005年         | 改悛の状 | 25年以上                  | * 初犯2分の1<br>* 再犯3分の2  | 6月           | * 三犯以上は有期の場合、仮釈放は適用しない<br>* 性犯罪者について、刑の執行が始まってから、その強制治療を行うように変更した。治療による再犯可能性の減少が顕著でないと診断や評価された場合、仮釈放は適用しない。 |

の緩和といえるか、それとも審査への申請書提出という入り口が厳しくなっているのか、限られた資料では判断できない。

## 2. 執行率の上昇

有期懲役の平均刑執行率は、概ね上昇傾向にあり、2003年の69.23%から2015年の77.45%に上がった。全体的に上昇した中で、特に10年以上15年未満の長期刑の受刑者については、53.41%から73.65%まで上昇し、15年以上の受刑者については、49.72%から74.48%まで上昇した(図2)。仮釈放法定期間

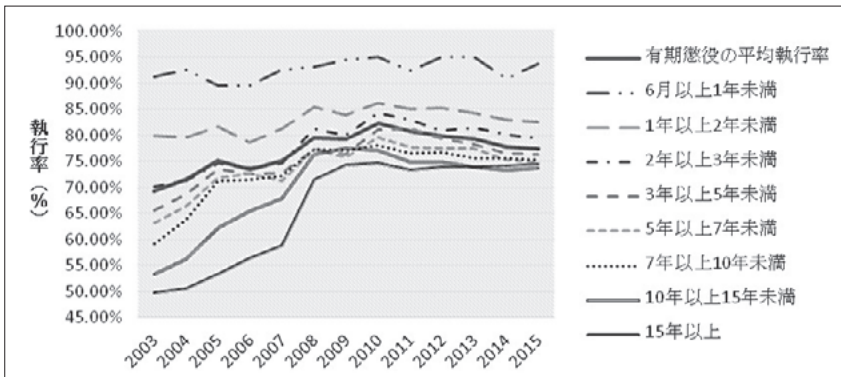
図1 仮釈放の許可率



\* 次の資料に基づいて作成した：

- 文献：法務部、犯罪状況及其分析（中華民國八十八年）、143、165頁、1995年12月。  
：法務部、犯罪状況及其分析（中華民國八十八年）、171頁、2000年11月。  
：法務部、2013年法務統計年報、51頁、2014年8月7日。  
：法務部、2015年法務統計年報、52頁、2016年6月27日。
- 法務部、法務統計、最新統計情報：  
[http://www.rjtd.moj.gov.tw/rjtdweb/book/Book.aspx?category\\_id=4](http://www.rjtd.moj.gov.tw/rjtdweb/book/Book.aspx?category_id=4).  
(last visited : Jan. 30, 2017)

図2 有期懲役の執行率



\* 次の資料に基づいて作成した：

- 文献：『2013年法務統計年報』51頁（2014年8月7日）。  
『2015年法務統計年報』52頁（2016年6月27日）。
- 法務部、法務統計、最新統計情報：  
[http://www.rjtd.moj.gov.tw/rjtdweb/book/Book.aspx?category\\_id=4](http://www.rjtd.moj.gov.tw/rjtdweb/book/Book.aspx?category_id=4).  
(last visited : Jan. 30, 2017)

の延長は、長期刑者の刑の執行率に大きな影響を及ぼした。

1997年以來の法改正により仮釈放の法定期間が延び続けてきたため、刑の執行率が上がったのも当然のことであろう。そもそも応報や一般予防の観点からすれば、執行率を低くしすぎてはならないという考え方もありうる。また、日本に比べた場合に、10年以上の長期刑の場合に、7割の執行率はそれほど高くないと指摘されるのであれば、それも理解できる。しかし、問題は、どのような理由で、そしてどのような根拠でそれを行ったのか、それは正当性を有しているのか、実際、受刑者の処遇や社会復帰にとってよい方向へ向かっていくのか、逆にデメリットが多すぎて問題がさらに厳しくなるばかりなのか、である。

### 3. 満期釈放の多さ

毎年の出獄者のうち、仮釈放で出獄したのは、3割のみである。毎年3万人以上の出獄者のうち、2万人以上が満期で釈放されているのである。この2万人以上の満期釈放者は、処遇困難な者、受け入れ先を確保できず、再犯のおそれがある者を含めて、保護観察を付されることもなく、刑務所からただちに自由な社会、元犯罪者に友好でない社会に送り出され、監督や援助の必要があってもそれがなく自力で新しい社会生活に慣れていかなければならない。それを克服して社会復帰を果たすことは、厳しい試練だと思われる。

### 4. 過剰収容の長期化と過半数を占める長期刑人口

刑務所の受刑者人口の構成にも変化が現れている。2015年末の受刑者全体の刑期を見てみると、無期懲役が1,393人で全体の24%を、10年以上の有期懲役が1万7,039人で29.9%を占めており、両者を合計すると18,432人で受刑者全体の32.4%になる。さらに5年以上10年以下の者を加えると、55%近くにまで上る<sup>(5)</sup>。

---

(5) 法務部「法務統計年報(104年)肆、提要分析：三、矯正統計」54頁(2016年6月27日)、[http://www.rjtd.moj.gov.tw/rjtdweb/book/Book\\_File.ashx?chapter\\_id=191\\_8\\_1](http://www.rjtd.moj.gov.tw/rjtdweb/book/Book_File.ashx?chapter_id=191_8_1) (last visited : Feb 23, 2017)。

監獄実務家の報告によれば、刑期の長い者たちは、しばらく出所する機会がないため過剰収容も簡単に解消することができず、特に再犯や無期懲役の受刑者は、仮釈放ははるかに先のこととしたり、見込みがないとしたりするため、処遇にも消極的で、刑務所にとって一番難しい対象だという<sup>(6)</sup>。

1990年代以降、台湾の刑務所人口は大幅に増加し続けており、過剰収容の問題がますます深刻化している<sup>(7)</sup>。1980年代は、受刑者数は2~3万人に過ぎなかったが、1990年代に入ると、4万人台に突入し、2015年年末にはすでに56,948人に達している<sup>(8)</sup>。2016年9月末時点で、人口が日本の2割弱の台湾において、日本よりも受刑者の数が多い（日本平成28年版の犯罪白書を参照）といえは問題の重大性はイメージしやすいであろう。刑務所の収容率は、ここ20年間、ほぼ116%前後で推移し、2015年以降はやや減少傾向が見られ、113%になっているが、増築や収容定員数の調節などが変化をもたらしたに過ぎず、受刑者数が減少したわけではない。

新入所者では前科のある者の割合が高い。受刑者の内訳をみると、前科のある者の割合が年々高くなっていることがわかる<sup>(9)</sup>。処遇困難者はますます多くなっている。

---

(6) 洪水林「長刑期受刑人現況分析（中監）」法務部法務統計（2013年7月）

[http://www.rjsd.moj.gov.tw/RJSDWEB/common/WebListFile.ashx?list\\_id=908](http://www.rjsd.moj.gov.tw/RJSDWEB/common/WebListFile.ashx?list_id=908) (last visited: Feb.10, 2017)

(7) 主な原因は、覚せい剤乱用や危険運転行為などの犯罪化、法定刑の引き上げ、仮釈放要件の厳格化などと考えられるが、紙幅に限りがあるため、ここでは詳細な検討を省略する。詳細は、周愷嫻、Bill Heberton「刑罰是知識結構與文化的鏡子：台灣與英國嚴刑重罰趨勢之比較研究」台大法學論叢 39 卷 2 期 441-443 頁（2010年6月）。

(8) 法務部「法務統計年報（104年）肆、提要分析：三、矯正統計」54頁（2016年6月27日）、[http://www.rjsd.moj.gov.tw/rjsdweb/book/Book\\_File.ashx?chapter\\_id=191\\_8\\_1](http://www.rjsd.moj.gov.tw/rjsdweb/book/Book_File.ashx?chapter_id=191_8_1) (last visited: Feb 23, 2017)。

(9) 再入所者について、国による公式の継続的な統計が行われていないため、ここでは説明できない。

図3 前科を有する新入所収容者の比率

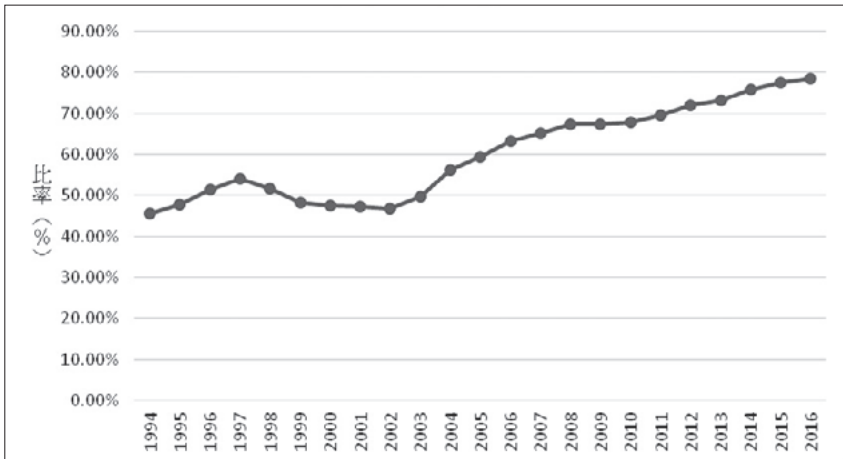
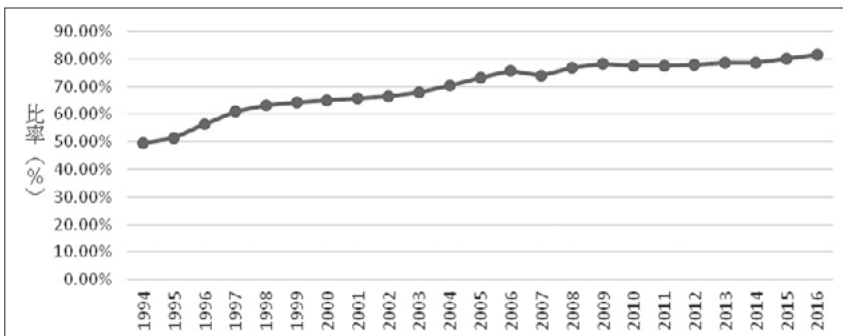


図4 前科を有する在所収容者の比率



\* 次の資料に基づいて上記の図3と4を作成した：  
法務部「法務統計常用統計查詢、矯正統計」<http://www.rjtd.moj.gov.tw> (last visited : Apr.30, 2017)

なお、2015年末時点で収容されている受刑者は、計56,948人、そのうち、薬物犯罪者が、27,007人で47.4%を占める。次いで、公共安全罪等（その約

96%は危険運転罪)の受刑者が8.4%である<sup>(10)</sup>。

### 三、処遇の目的から逸脱した仮釈放

仮釈放の目的については、これまで、受刑者の社会復帰をめざす社会内処遇の一方法と捉える見解が主流であった。この考え方は、社会復帰理論と改善主義を基礎とする<sup>(11)</sup>。台湾において、仮釈放の目的について、異なる見解が見受けられるが、学説では、仮釈放とは、長期自由刑(無期と有期を含む六月以上の自由刑)の受刑者に対し、刑の執行を一定期間行い、かつ改悛の状が認められた場合、条件付きで早期に釈放するもので、目的刑、教育刑という刑罰理論の実践の一環として行われる制度であるといわれている<sup>(12)</sup>。それに近い考え方として、仮釈放を刑罰の個別化の一方法とするものがある。すなわち、受刑者の自発的な改善更生への努力を促すことを目的に、特別予防の観点から、段階的に自由の制限を緩やかにし、仮釈放に際しては必ず保護観察に付し、社会に適応できないときには、再び施設に収容する可能性を残しておくことで、犯罪者の改善更生と再犯防止を図る、とするものもある<sup>(13)</sup>。

そのほか、受刑者の所内行状に対する褒章である、もしくは、その逆に、仮釈放不許可の決定を罰として用い、受刑者の所内行動をコントロールする、さらに拘禁費用を節約する<sup>(14)</sup>、過剰収容の緩和、すなわち、過剰収容を背景と

---

(10) 法務部「法務統計年報(104年)肆、提要分析：三、矯正統計」2016年6月27日、54頁、[http://www.rjtd.moj.gov.tw/rjtdweb/book/Book\\_File.ashx?chapter\\_id=191\\_8\\_1](http://www.rjtd.moj.gov.tw/rjtdweb/book/Book_File.ashx?chapter_id=191_8_1) (last visited: Feb 23, 2017)。

(11) 金澤真理「社会内処遇—瀬川晃『犯罪者の社会内処遇』朴元奎・太田達也編『リーディングス刑事政策』243頁(2016年4月)。

(12) 蘇俊雄「假釋制度的法理問題—刑罰再社會化機制強化」法令月刊51巻1期3頁(2000年1月)。

(13) 許福生『刑事政策學』370頁、384頁(元照、2017年2月);方文宗、「以特別預防觀點論假釋制度」東海大學法學研究39期181-218頁(2013年4月)。

(14) 張麗卿「假釋制度的回顧與展望」甘添貴等著『刑法七十年之回顧與展望紀念論文集(二)』67-71頁(元照、2001年6月)。

して刑務所人口の顕著な減少を目指して、社会内処遇の推進・拡大を進めるなどの見解がある<sup>(15)</sup>。

台湾の法改正や運用の実情を見てみると、上述の目的の全てが主張されたことがあり、その上、仮釈放の厳格化による社会防衛という考え方も見られる。次に、法改正の際にあげられた理由を見ていきたい。

#### (一) 過剰収容の改善策や厳罰化の道具

すでに述べたように、仮釈放に関する規定は、1994年から2005年の間に、4回も改正が加えられた。その中で、1994年と2005年の改正が最も重大なものであった。その背景や理由を説明しておきたい。

##### 1. 1994年法改正の背景：覚せい剤乱用の犯罪化による過剰収容

法改正の主な背景は、覚せい剤乱用の犯罪化が過剰収容をもたらしたことである。台湾においては、1980年代以降、覚せい剤の使用がますます盛んになり、社会の注目を集めた。それまで、薬物乱用への対策は、厳しく処罰することしかなかったため、覚せい剤乱用への社会のパニックに対しても、政府は、それを犯罪化して処罰することで抑えようとした。

しかし、覚せい剤乱用を犯罪化したことにより、刑務所人口が急速に増えてしまい、過剰収容の悪化がもたらされた<sup>(16)</sup>。1990年代まで、受刑者数は、ごく稀な状況を除いて3万人を超えることがなかったが、1990年から一気に増え、1991年に減刑が行われても、受刑者数の増加は止められなかった。その後過剰収容率の急速な上昇は抑えられたように見えるが、実際には、刑務所の収容定員を引き上げただけであり、1994年の刑務所の受刑者数は、42,853人にま

---

(15) 仮釈放の明示あるいは隠された目的については、瀬川晃『犯罪者の社会内処遇』146-149頁参照（成文堂、1991年5月）。

(16) 楊士隆・邱明偉「新刑法重刑法取向之獄政挑戰與興革方向」楊士隆・林健陽編『犯罪矯正一問題與對策（5版）』356頁（2007年11月）。

で増加した<sup>(17)</sup>。

過剰収容改善の便宜策として、政府は仮釈放の要件を緩やかにする刑法改正案を提出した。立法院（国会に当る）でも、これについて疑念や反論はなく順調に通過した<sup>(18)</sup>。改正の目的は、過剰収容の緩和と刑務所経費の節約であると明言されていた。また、社会の仮釈放緩和への不安を軽減するために、法務部からは教育刑の理念や保護観察の監督機能、治安状況に基づいて仮釈放人数を調節するなどの説明がなされた<sup>(19)</sup>。

一時期、過剰収容率は、僅かながら低下したが、再犯で仮釈放を取り消され、再入獄する現象が極めて顕著となり、その上、社会の注目を集める仮釈放期間中の重大犯罪事件が相次いで起こったことを承け、社会の不安を鎮めるために、上述の法改正から3年後の1997年に、仮釈放の規定は以前よりもさらに厳しく改正された。

さらに、2005年に、刑法の大規模な改正が行われ、仮釈放の規定も一層厳しくなった。その内容について、次に説明する。

## 2. 2005年法改正の特徴：目立つ厳罰化

2005年の刑法改正では、「二極分化政策」、すなわち、軽い犯罪は軽く取り扱い、重い犯罪は重く処罰せよ、というスローガンが掲げられた。条件付き執行猶予制度の導入<sup>(20)</sup>、代替刑としての社会奉仕の適用範囲の拡大、連続犯規定の廃止、有期刑の上限の上昇、併合罪執行上限の引上げ、危険運転致死傷罪

---

(17) 未決被収容者を除く。以下同。法務部 Web：統計資訊服務 > 常用統計查詢 > 矯正統計、<http://www.rjtd.moj.gov.tw> (last visited : Feb. 23, 2017)

(18) 林山田「論刑事制裁法體系的改革」法令月刊 51 卷 10 期 261 頁（2000 年 10 月）。

(19) 陳玉林「我國現行成年假釋制度相關法律問題之研究」研究與動態 12 期 170 頁註 1（2005 年 6 月）。

(20) 条件付き執行猶予の運用は、実際に、自由刑の代替策になっているか、逆に単純執行猶予の可能性を圧縮して、条件付きで付加的制裁になっていないのか、という問題に関する筆者の検討として、謝如媛「緩刑的刑事政策意涵：嚴罰趨勢下の寬典？」臺大法學論叢 43 卷 4 期 1609-1664 頁（2014 年 12 月）。



の法定刑の引上げ等とともに、仮釈放も大きく改正された。「二極分化」とはいえ、明らかに厳罰化に傾いていると批判されている<sup>(21)</sup>。

仮釈放の改正も厳罰化の一環であり、改正の理由において社会防衛が強調された。

仮釈放に関する法改正の理由には、次の説明が見られる。

- (1) 重大犯罪者は普通の犯罪者より再犯率が高く、処遇が難しい。現行法では、重大暴力犯罪で無期懲役を科された場合でも、その受刑者は15年もしくは20年間服役すると、仮釈放になる可能性があるが、その再犯可能性は高く、社会への潜在的侵害と危険性を無視すべきではない。
- (2) 仮釈放中に重大暴力犯罪を犯す事例がまれでなかった。これは、改正前の無期懲役の仮釈放が寛容でありすぎたためでもある。仮釈放の要件をさらに厳格にすることによって、彼らから社会を守る必要がある。
- (3) アメリカの三振法(スリーストライク法)や仮釈放のない終身刑を参照して改正すべきである。再犯者は、刑罰による苦痛への感受性が鈍くなっており、特に第77条第2項第2号に該当する再犯者には、刑罰による教育機能が有効に発揮されないといえる。そこで、社会安全のために、アメリカの三振法や仮釈放のない終身刑のような制度を参照し、その趣旨に類似した制度に改正すべきである。

以上の説明をみると、もっぱら社会防衛のために、仮釈放の要件を厳しく改正したといえる。しかし、改正理由の根拠は、はっきり示されていない。まず、重大犯罪者の再犯率は、果たして一般の犯罪者よりも高いのだろうか。またそうだとすると、それは、仮釈放が寛容でありすぎたからだろうか。ここでの重大犯罪とは、どのような犯罪を指しているか。再犯率が高いからといって、ただ単にある種の犯罪者の仮釈放の要件を典型的に一律に厳しくすることで、再犯率を改善できるのか、これらの疑問が検討されないまま法改正は行われた。

---

(21) 林山田『2005年刑法修正総評』82-86頁(元照、2007年5月)。

また、刑法第 77 条第 2 項第 2 号に該当する再犯者の場合、仮釈放の適用から一律に排除されている。刑法だけを見ると、短期 5 年以上の有期懲役を法定刑とする犯罪は、内乱罪（第 100 条）、外患罪（第 103 条）、公務員の収賄罪（122 条）、放火罪（173 条）、汽車転覆等の往来妨害の犯罪（183 条）、ハイジャック（第 185 条の 1）、殺人（第 271 条第 1 項）、重傷罪（第 278 条第 1 項）、人身売買（第 296 条の 1）、強盗罪（第 328 条）、海賊罪（第 333 条）、身の代金目的略取等（第 347 条）、モルヒネやヘロインなどの薬物の製造など（第 256 条）、多種多様な犯罪類型にわたっている。それでは、法改正がどのような犯罪と犯罪者を念頭に置いているか、例えば、同種犯罪の再犯者に限られるべきか否かが、法改正の議論の中では必ずしも明らかになっていなかった。立法者は、これについて何らかのイメージや考え方を持っていたとは思われるが、具体的にそれを示して立法のアカウントビリティを果たさないと、合理性のある安定した刑事政策を期待することは難しいだろう。それよりも、重大犯罪を犯して重ねて刑務所に入った者だから、刑罰による教育改善が期待できず、満期まで拘禁することで無害化を図るしかない、という考え方が前面に示されている<sup>(22)</sup>。

そして、無期刑の仮釈放の法定期間を 25 年に、仮釈放期間も 20 年に引き上げた（1994 年は 10 年、1997 年は 15 年だった）。当時は、死刑廃止を視野に入れての改正だったといわれた。つまり、死刑廃止（いつになるかわからないが）の目標に向けて、無期刑を厳しくして死刑に代替できるようにするということであった<sup>(23)</sup>。実際、裁判官が法改正をどのように受け止めているか、これからまだ研究する必要がある。また、死刑確定判決の数が改正前より多い年もあり、2005 年末から死刑判決の執行は停止したものの、2010 年に執行が再

---

(22) なお、性犯罪者だけに対し、強制的に治療を行なって仮釈放の要件をさらに厳しくし、再犯可能性が顕著に下がるまで強制的に治療し続けることは、性犯罪への極度な社会の不安や保安処分と絡んだ問題であるが、紙幅の都合上その検討を省略する。

(23) 林東茂「刑法修正重點評釋」台湾刑事法學會編『刑法總則修正重點之理論與實務』86 頁（元照、2005 年 9 月）。

開してしまったため、死刑に代替する効果があるかどうかは断言できない。興味深いのは、公表された立法理由の中では、厳罰化と無害化だけが強調され、死刑廃止に言及していなかったことである。重大犯罪者をなるべく釈放しないことが真の狙いだったのではないか、という疑念を払拭できない。

### 3. 仮釈放の要件及び実際の審査の厳格化

仮釈放の法定期間については、最低執行期間を規定したり、刑の執行の割合を規定したりするが、期間や割合の比率は各国でそれぞれ異なっている。罪刑法定主義、刑法の責任主義そして量刑の尊重の観点からすると、法定期間の規定が緩くなりすぎて裁量の余地が多くなりすぎてはならない、という考え方もありうる<sup>(24)</sup>。

特に、台湾では、組織上、仮釈放審査委員会も最終審査を行う法務部も行政機関であるため、裁量の余地が極めて大きいことで行政が司法の判断を変更することになるという批判も成り立つ。法定期間とその正当化根拠は、重要な課題であるが<sup>(25)</sup>、ここで議論することはできない。仮釈放の要件を過剰収容の改善や隔離・無害化のために安易に改正することでもたらされた問題点について、指摘しておきたい。

そもそも、犯罪化と厳罰化によってもたらされた過剰収容を、仮釈放で改善することは、結局のところ、それらの犯罪を厳しく処罰すると世間に宣言しながら、裏口からこっそり釈放することを意味する。刑罰と刑罰の執行を、安易に社会の感情に反応する、治安の道具として使うようなもので、受刑者の社会復帰を考慮せず、社会を犯罪から守ることもできない。

一方、仮釈放の法定期間が厳しすぎることは、行刑の目的に相反する可能性があると考えられる。台湾の「監獄行刑法」第1条では、自由刑の執行は、「受

---

(24) 蘇俊雄、前掲注12、6頁。

(25) 法定期間の正当化根拠について、太田達也「仮釈放の法定期間と正当化根拠」法学研究86巻12号1-31頁(2013年12月)参照。

刑者を悔悟させ、社会生活に適応できるようにする」ことを目的とすると規定されている。無期懲役は25年の執行を仮釈放の法定期間としているので、受刑者は25年も施設に収容され、施設依存及び長期の社会との隔離によってその者の社会復帰に致命的なダメージがもたらされるおそれがある<sup>(26)</sup>。その上、長期受刑者への特別処遇計画が欠如し、施設内外の処遇の連携が不十分である処遇現場の状況から見れば、厳罰の一環として仮釈放を厳しくすることは、結局受刑者の社会復帰と社会の本当の安全を犠牲にすることとなる。

そして、仮釈放の法改正に関する実証研究によると、仮釈放の法定期間については、それを厳格にした場合でも、対象者の仮釈放中の再犯率や、釈放してから再犯までの期間に影響を及ぼさなかった。仮釈放審査委員会での個別的審査こそ、再犯率の改善にとって重要なファクターであると考えられるという。そして、短期刑か長期刑かを問わず、同じような調査結果が出されている。その研究の結論として、再犯予測を科学的証拠に基づいて精密化にすること、施設処遇と社会内処遇の連携をうまくするための調査、支援、環境調整を整えること、ディバーションなどにより刑務所の入り口から受刑者数を減少して過剰収容を改善することこそが、社会の安全と受刑者の社会復帰を共に促進していく解決策だと指摘された<sup>(27)</sup>。そうだとすれば、仮釈放の法定期間を長くすることは、拘禁による無害化と厳罰化による何らかの安心感を与えるものの、犯罪の根本的な改善には阻害をもたらす要因となるとさえいえる。

## (二) 仮釈放の実質的基準とその運用

前述のように、仮釈放の要件は、法定期間のほかに、改悛の状があることでありと刑法77条で定められている。また、監獄行刑法、累進処遇関連の条文

---

(26) 林償紘「從社會復歸觀點論長期刑之受刑人處遇」國立中正大學法律學研究所碩士論文105-111頁(2008)。

(27) 陳玉書・鍾志宏「我國假釋政策之評估研究」法務部編印『刑事政策與犯罪研究論文集(七)』309-310頁(法務部、2004年12月)。

をみると、おおよその審査の内容がわかる。しかし、日本の仮釈放においても判断基準となる「保護観察に付することが改善更生のために相当である」及び「再犯のおそれがない」という項目は、台湾の関連規定では見つからない。「仮釈放には必ず保護観察を付す」という台湾の規定があるので、わざわざ基準にしなくてもよいと考えられているかもしれないが、「再犯のおそれがない」という肝心の項目が明文化されていないことで、実際の審査においてどう判断されているのかが問題となる。また、「再犯のおそれ」を何をもって判断するのか、それは既に述べた「改悛の状」の各項目とどのような関係にあるのかも、必ずしも明確ではない。以下、審査の実務やそれに関連した法務部の方針に沿って検討する。

### 1. 混沌とした「改悛の状」

上述のように、「改悛の状」については刑法、また監獄行刑法上に明確な定義がなく、通達でその審査内容が定められており、受刑者の所内での状況及び社会の感情などについて審査し、改悛の程度が判断されている。

しかし、仮釈放の審査に携わる審査委員への調査結果によると、多くの委員にとって、「改悛の状」という概念が抽象的で曖昧であり、それを判断するのは極めて困難だという結果が判明した<sup>(28)</sup>。

その抽象さゆえに、「改悛した」こととほかの概念とを混同したり、判断基準のバラつきが生じたりすることもよく見られる。まず、「改悛した」ことと「再犯のおそれが少ない」ことを同一視する審査委員がいる。たとえば、受刑者の刑務所内での行いからみて、反則があるかどうか注目し、刑務所内でさえ反則があるとすれば、自由な社会で犯罪を行う可能性が高いと判断する委員がいる。そして前科の有無から再犯の可能性が高いかどうかを判断する。前科が多ければ、再犯の可能性も高い、前科がなく再犯の可能性が低いと判断する

---

(28) 蘇恆舜「假釋實質要件『悛悔實據』之研究」中央警察大學犯罪防治學報16期96頁、106頁(2012年12月)。

ならば、それは改悔したと認める委員もいる<sup>(29)</sup>。

そのほか、自身の犯行を認めていることをもって改悔したとみる委員も存在する。また、被害者に賠償し和解しているかも重視される。賠償と和解、そして被害者への反省の程度に重点を置き、それをもって改悔したかどうかを判断する委員も存在する<sup>(30)</sup>。実証研究の結果では、被害者の意見を最も重視するという委員も存在していたが、現在の制度では意見表明をする被害者の割合はまだ少ないようである<sup>(31)</sup>。

また、改悔の状を審査するとき、「社会の感情」も考慮要素の1つとされているが、これも疑問視されている。まず、「社会の感情」の内容には、もともと応報的考慮が強く反映されており<sup>(32)</sup>、必ずしも受刑者自身が改悔したかどうかと関連する訳ではない。従って、これを仮釈放の基準にする場合、制度本来の目的に反し、行政の意思によって刑法の規定を実質的に改変したともいえ、法治原則から不当であるとされる<sup>(33)</sup>。その上、その抽象さゆえに、特に社会に注目される事案は、政治や行政に影響されやすく、不公平な結果につながるおそれがあると考えられる。実際、ある重大事件の受刑者が、「社会の感情」が悪いからと何回も仮釈放が否決され、同じ状況で半年後に再度審査され、今度は「社会の感情」が許容的だからという理由で仮釈放が認められた、という事案やそれに類似した事案がいくつか見られる<sup>(34)</sup>。審査基準の明確性や客観性が疑われても当然である。

このように改悔の状について、審査委員たちの中でもそれぞれ異なる視点から判断し、その結果、仮釈放審査の公正性や受刑者からの信頼性が損なわれる

---

(29) 蘇恆舜、同上、98-100頁。

(30) 蘇恆舜、前掲注28、102-103頁。

(31) 蘇恆舜「毒品犯罪受刑人假釋審查決意分析」警察行政管理學報10期、215頁（2014年5月）。

(32) 張甘妹『刑事政策』186頁（増訂版、三民、1997年4月）。

(33) 林紀東『刑事政策學』254頁（國立編譯館、1963年12月）。

(34) 周憐嫻「危險的美德——論假釋制度中無理性節制的赦免與同情」月旦法學167期151-152頁（2009）

おそれが生じている。これを改善するために主張されているのが、「再犯予測」についての科学研究に基づく客観的、有効な基準の作りである<sup>(35)</sup>。実証研究の根拠なしに仮釈放の可否を判断するのでは、適切な対象者を選び出すことができず<sup>(36)</sup>、社会を再犯から守ることができなかつたり、社会内処遇に適する対象者を必要以上に拘禁したりすることになる。

## 2. 司法の介入と法務部の対応

受刑者や未決被収容者の権利に関して、近年、大法官会議（憲法法廷）による解釈がいくつも出された。特に大法官解釈 681 号と 691 号の意見書において、仮釈放の性質について従来の恩恵説から脱し、特別権力関係を批判する論述が見受けられた。大法官は、仮釈放の否決や取り消しは、当該受刑者の人身の自由を制限し、その社会内処遇で獲得している各種の利益にも重大な影響を及ぼすものであるため、司法救済の方法を与えて憲法第 16 条の訴訟権を保障すべきと述べた<sup>(37)</sup>。その中で、2011 年 10 月 21 日に作成された大法官解釈 691 号は、仮釈放の否決について受刑者に救済の権利を認めた。前述のように、受刑者は仮釈放審査を自ら申請する権利がなく、審査が否決されてもそれを救済する道がなかった。691 号解釈は、受刑者が仮釈放の否決処分に不服がある時の救済について、法制度の全面的な改正を行う必要があるとした上で、法律が整備されるまで訴願、行政訴訟を提起する権利を認めた。

これまでの仮釈放の一次的審査は、各刑務所とそれらに所属する審査委員会に任せられた部分が多く、審査の詳しい項目もそれぞれで異なるところがあった<sup>(38)</sup>。また、個別的事案を仮釈放審査委員会に提出するかどうかは、担当す

---

(35) 周憐嫻、同上、158-162 頁。

(36) 蘇俊雄、前掲注 12、3 頁。

(37) 大法官解釈に見られる受刑者の権利内容を検討するものとして、頼擁連「我國監所人犯權利演進的檢視與前瞻—從我國大法官會議解釋與美國法院判例分析—」法務部編印『刑事政策與犯罪研究論文集〈15〉』65-84 頁参照（法務部、2012 年 12 月）。

(38) 周憐嫻、前掲注 34、160-161 頁。

る刑務所職員で決めるので、各刑務所の手続きにもばらつきが存在した。今後はこの解釈文を前提に、仮釈放審査基準の具体的な内容及び提出の手続きをより明確にし、統一的なものに改善することや、仮釈放否決の理由を受刑者に明示することが必要となろう。法務部は上述の動きに応じて、2012年7月1日から、仮釈放の否決に理由を付けるよう、また、受刑者に適切な時期に救済手続を説明するように指導を始めた<sup>(39)</sup>。仮釈放の透明化と公平性へ一歩前進したと評価できよう。

一方、法務部は仮釈放審査の基準と方針について、2015年に通達を、2016年に、報道発表を通じて行政指導と意見表明をした。その中で過剰収容を改善するために、仮釈放を活性化する措置をとったと強調した<sup>(40)</sup>。具体的には、まず、仮釈放の基準をより明確にし、「犯行の状況」（動機、態様、結果など）、「犯罪後の態度」（反省と悔悟、被害回復の有無、刑務所での善行保持などを含む）、「再犯のおそれ」（前科前歴、取調べや仮釈放中の再犯の有無、社会の感情がこれを是認するかどうか、出所後の受け入れ先など社会的サポートが整えられたかどうかを含む）を考慮すべきとの見解が示された。

上述の法務部の通達と報道発表を見てみると、いわゆる二極分化政策は、仮釈放においても進められていることがわかる。すなわち、軽い犯罪や再犯リスクの低い受刑者は、早めに釈放することが求められる一方、重大犯罪を犯した者は、審査を厳しくすることが強調された。具体的には、2年以下の懲役を科された者に対して、審査を月ごとに行って仮釈放プロセスを早めにする。3年以下を科された初犯、高齢者、病弱者、女性、少年、過失犯、偶発的犯罪、再犯のおそれが低い者、悪性が重大でない者、開放的施設に収容されている者、

---

(39) 連鴻榮・陳玉書・鍾志宏「假釋政策之跨國比較與啟發」中央警察大學犯罪防治學報 18 期 9 頁、12 頁（2013 年 12 月）。

(40) 法務部の方針と説明について、法務部による報道発表（プレスリリース、2016 年 1 月 13 日）：<https://www.moj.gov.tw/ct.asp?xItem=419239&ctNode=27518&mp=001> (last visited: Feb. 2, 2017)、及びその中核とされた法務省の通達（法務部 104 年 5 月 11 日法矯字第 10403004500 號函。）に基づく。



社会的なサポートが整えられた者に対して、仮釈放の許可を緩やかに行うようにするよう指導された。

それとは対照的に、重大犯罪を犯した者、連続性、集団性、広範な被害、暴力性、ランダムな犯罪、前科を持ち犯行が複雑な者、仮釈放中に再犯した者、刑務所内で規則違反が多くて処遇困難な者は、厳しく審査するべきであるとされた。また、再犯しやすい者（薬物、窃盗、危険運転等）かつ仮釈放の取り消し歴をもつ者の審査も厳しくする。この方針について法務部矯正署は、刑罰の応報や威嚇効果を考慮しなければならないと説明している。

上述の通達では、「犯行の状況」、「犯罪後の態度」、「再犯のおそれ」など、いわゆる具体的基準は、これまでの通達（「辦理假釋應行注意事項」）で示された内容に比べるとより詳しくなった。特に「再犯のおそれがない」ことは初めて明示された。

そのほか、前掲「辦理假釋應行注意事項」との相違点は、公文書往来に関する行政手続きの短縮、そして2年や3年以下の相対的に刑期が短い受刑者に対する仮釈放審査の緩和を明示したことであろう。法務部は、後者について「刑の執行率に拘らず」と明確に指示した。個別的処遇の促進や仮釈放の適切な運用というより、明らかに過剰収容の緩和が主な目的とされている一方で、なお「社会感情」を危惧して応報や威嚇を強調し、比較的重い犯罪や処遇困難な者、再犯可能性の高いと思われる者の仮釈放は厳しいままでであると読み取れる。

上述の通達は、比較的短期の受刑者を仮釈放促進の対象としており、刑務所人口の3分の1をも占める10年以上の長期刑受刑者の仮釈放について、どのように活性化できるかは、視野に入っていない。また、薬物犯、性犯罪者、暴力団などの処遇困難者、窃盗犯など再犯リスクが高いと思われる受刑者の仮釈放審査を典型的に厳しくしたり、場合によっては排除していたりしながら、性犯罪者の強制的治療を除いて、特別な処遇プログラムや出所後の環境調整に力を入れているともいえない状況である。また、高齢者、病弱者、障害者などの社会的弱者に対して重点的に仮釈放を積極的に認めることが、絶対に正しいというわけでもない。なぜなら、そこに保護観察や社会的援助の基盤を整える措

置が伴わなければ、弱くて自立できない者たちは、また犯罪を犯して刑務所生活を重ねることしかできないからである。

(三) 現実の厳しさ——体制再建と資源充実の必要性——

現在、仮釈放委員会は、刑務所職員の兼任と外部委員で構成されており、仮釈放の審査についての専門職が置かれているわけではない。しかし、保安担当職員対受刑者の割合は、1:14、補導担当兼仮釈放業務担当の職員対受刑者の割合は、1:318という大変厳しい状況にあるため<sup>(41)</sup>、仮釈放審査は職員の負担をさらに大きくする。もっとも問題なのは、職員の兼任では、彼らが（受刑者処遇を担う）選手でありながら審判もやっているということである。また、外部委員については、その選任は刑務所任せで、多くても月に数回審査のためだけに来訪し、一度に多数の事案について主に刑務所の提供した書類で審査をすることになる<sup>(42)</sup>。外部委員の専門性や公平性を保つことは難しく、慎重で実質的な審査を期待するには無理がある。法務部の最終審査についても、矯正署の職員がそれを担当し、主に仮釈放委員会から提出された書類を審査することとなり、形式的要件の審査や各委員会のばらつきを調節する（例えば刑の執行率に関する法務部の方針に従って許可率を調整するなど）に止まる。

仮釈放審査の改革については、様々な提案が示されている。現状の下でとりあえず外部委員の選任を弁護士会などの団体に任せて公平性を高めるとか<sup>(43)</sup>、アメリカのように独立した委員会や日本の地方更生保護委員会のような機関を設ける<sup>(44)</sup>とか、仮釈放の決定と取り消しの権限を全て裁判所に持たせるべきだ<sup>(45)</sup>

(41) 監察院『監獄、看守所收容人處遇、超收及教化問題之檢討專案調查研究報告』82頁（監察院、2010年5月）。

(42) ある刑務所で現地調査をしたとき、仮釈放委員会は3時間で70件以上の審査を行わねばならないことは一般的であると所長が述べていた。

(43) 周憐嫻・李茂生・林育聖・Hebenton, Bill・張耀中『我國矯正政策與管理機制之研究、行政院研究發展考核委員會委託研究報告』186頁（行政院研考會、2011年5月）。

(44) 陳玉林、前掲注19、176頁。

(45) 柯耀程「假釋與撤銷問題的思辨—兼論釋字第681號解釋之迷思」軍法專刊第57卷第2期64頁、66-68頁（2011年4月）。

とか、様々な視点から議論が行われた。何れ、現在の審査制度には限界があり、その公平性と専門性を高める必要があると指摘したものである。

そして、施設処遇と社会内処遇の連携には改善する余地が多々存在する。そもそも釈放前の調査は、帰住予定地の環境や釈放後の生活計画（例えば就職）など釈放後の生活に関する事項について、受刑者の自己申告によるところが多い。刑務所側はそれを確認することや、保護観察官を通して調査することが少ない。また、社会の感情について、重大事件など社会の関心を集めた事件では、世論の厳しさに仮釈放審査が大きく影響される。そのほか、一般的には、警察に依頼をして、当該受刑者の釈放に対する家族や近隣の意見と警察の意見を回答してもらうことになる。しかし、必ずしも客観的で具体的な情報を得られるとは限らないので、審査の参考にしないことも少なくない、といわれている<sup>(46)</sup>。

このように、現状では仮釈放のための調査さえ確実に行われていない。釈放に向かっての環境調整はそれよりも難しくなり、施設処遇と社会内処遇の連携が乏しい。受刑者が社会内処遇に向けて十分な援助を受けられずにいる、といえる。こうした状況に対し、実務家からは、日本の制度を参考にして台湾の制度を改正するよう、具体的には保護観察官の役割をより重視し、彼らに仮釈放のための調査と環境調整を担わせるように法改正で明文化すべきという主張がなされている<sup>(47)</sup>。但し、保護観察官は極めて少人数で膨大な業務量を抱えているため<sup>(48)</sup>、大幅な増員をしない限り、それを実現することは難しいであろう。

---

(46) 蘇恆舜、前掲注31、214-215頁。

(47) 林順昌「保護管束法制修正芻議—以假釋與保護管束回歸各自本質為核心」全國律師2009年12月號96-98頁（2009年12月）。

(48) 取り扱い事件が成人事件か少年事件かによって、保護観察官は地方検察署か少年裁判所に所属が変わってくる。2015年度の統計から見ると、検察署に所属する保護観察官は、全国で217人しかいない。業務内容は、起訴猶予、執行猶予、仮釈放で付される保護観察の執行や、罰金を完納できないときの換刑としての社会奉仕の執行を監督することなどである。平均的に常にどのくらいの対象者を抱えているか、詳しい統計が出ていないが、同年度に地方検察署の保護観察官室で行った保護観察対象者の面談回数だけでも267,264回があったことから、その多忙さが窺われる。法務部『法務統計年報（104年）』95頁、393頁（法務部、2016年6月）。

## 結語

過去には、仮釈放は、しばしば刑務所人口や刑務所の秩序をコントロールする道具として、もしくは量刑を調整するために用いられることもあった。その使いやすさと政治的な適応性のため、ある研究者は、仮釈放はカメレオンのように自由自在に変色できると例えている<sup>(49)</sup>。台湾の法改正の経緯を見ると、まさにその通りのように思われる。

近年の動向を見てみると、仮釈放は、受刑者の処遇以外の目的に道具的に使われたり、政治的に操られていたりする傾向が極めて顕著である。結果からみると、仮釈放の要件を寛容にすることで過剰収容問題が一時的に僅かに改善しても、短期間に再犯による仮釈放取消し率の上昇がもたらされてしまうのである。近年、社会の不安に 대응するために急遽仮釈放要件の厳格化へと方針が切り替えられたが、このことにより、再び過剰収容の悪化と長期化の問題に直面することになった。現在、受刑者に占める長期刑受刑者の割合が高く、新受刑者の中に占める再累犯の割合も増加し、施設内処遇がますます困難な状況に陥っている。また、出獄者全体の中で仮釈放者が3割に過ぎない現状も無視できない。仮釈放をいかに促進し、個別的処遇や社会内処遇の機能を発揮させるかは、現実的で重要な課題である。

台湾の経験から見れば、仮釈放を受刑者の改善処遇以外の目的に使うことは、仮釈放審査の専門性を無視し、施設処遇と社会内処遇の連携という課題から目をそらし、受刑者の社会復帰と社会の本当の安全を犠牲にすることといえよう。

高雄刑務所の暴動事件、そして大法官の司法解釈の介入は、これを改善する一つの契機として、仮釈放の審査と救済に変化をもたらした。しかし、さらなる改革を目指すためには、もう一度仮釈放の社会内処遇の目的を見定め、その

---

(49) A. Keith Bottomley, "Parole in Transition : A Comparative Study of Origins, Developments, and Prospects for the 1990s," *Crime and Justice* 12 (1990) , p. 321.

目的を果たすために必要な組織を改善し（審査機関の再構成）、実証研究に基づく再犯因子の確認と審査基準の調整を行い、対象者の環境調整のための資源確保や制度の設立を図るなど、仮釈放の処遇としての重要性と専門性を確立していくことが必要不可欠だと考える。